

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 6 年第 1 回臨時会

(令和 6 年 2 月 13 日)

阿 見 町 議 会

令和6年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（2月13日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号から議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7
・議案第3号から議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	8
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	9
○閉 会	15

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第16号

令和6年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月29日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和6年2月13日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (3) 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- (4) 阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- (5) 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

第 1 号

[2 月 13 日]

令和6年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年2月13日（第1日）

○出席議員

1番	平岡博君
3番	栗田敏昌君
4番	石引大介君
5番	高野好央君
6番	樋口達哉君
7番	栗原宜行君
8番	飯野良治君
9番	野口雅弘君
11番	海野隆君
12番	久保谷充君
13番	川畑秀慈君
14番	難波千香子君
15番	紙井和美君
16番	柴原成一君
17番	久保谷実君
18番	吉田憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
教育長	立原秀一君
町長公室長	佐藤哲朗君
総務部長	青山広美君
町民生活部長	白石幸也君
保健福祉部長	山崎洋明君

産 業 建 設 部 長	井 上 稔 君
教育委員会教育部長	飯 村 弘 一 君
政 策 企 画 課 長	糸 賀 昌 士 君
総 務 課 長	石 田 栄 司 君
財 政 課 長	坂 入 紀 章 君
管 財 課 長	荒 井 孝 之 君
町 民 課 長	齋 藤 明 君
生 活 環 境 課 長	小笠原 浩 二 君
健 康 づ く り 課 長	山 崎 由 紀 子 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	大 竹 久
書 記	堀 内 淳
書 記	加 藤 佳 子

令和6年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和6年2月13日 午後1時30分開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

日程第5 議案第3号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について

議案第4号 阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第5号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

午後 1時30分開会

○議長（平岡博君） こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和6年第1回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

13番 川 畑 秀 慈 君

14番 難 波 千香子 君

を指名します。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第5号、以上5件であります。

次に、監査委員から、令和5年11月分から令和5年12月分に関する例月出納検査結果及び令和5年度定期監査について報告がありましたので、報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
-------	-------------------------------------

議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
-------	-------------------------------------

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第1号及び議案第2号の2件を一括議題とします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年第1回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第1号から議案第2号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第1号につきましては、令和5年10月20日午後1時59分頃、本郷一丁目地内の店舗敷地内駐車場において、駐車するため相手方車両の後方を通過しようとしたところ、出庫のため後退してきた相手方車両と接触し、双方の車両が破損したことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

次に、議案第2号につきましては、令和5年12月5日午後1時40分頃、町主催の2歳6か月児歯科健診において、歯科医師が椅子の上下を操作した際、誤って診察台と診察椅子の間に相手方の手を挟み、相手方の左手親指に打撲を負わせましたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第1号及び議案第2号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号を承認することに決しました。

議案第3号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
-------	---------------------

議案第4号	阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
-------	----------------------------

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第3号及び議案第4号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第3号から議案第4号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第3号の阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、戸籍法の改正により、戸籍謄本等の証明について電子情報での証明が可能となります。この改正に伴い、現行条例の一部について所要の改正を行うものであります。

議案第4号の阿見町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第3号及び議案第4号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号及び議案第4号は原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第7号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第5号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第5号の令和5年度阿見町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億5,351万3,000円を追加し、204億8,682万円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第16款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第22款諸収入の雑入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護

者負担の軽減のため、学校給食分担金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

歳出は全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものであります。

第3款民生費の社会福祉総務費で、物価高騰重点支援事業として住民税均等割のみ課税世帯に10万円、低所得の子育て世帯に子供1人当たり5万円を給付する経費を新規計上。

第4款衛生費の保健衛生総務費で、医療機関への物価高騰対策支援金を新規計上。

第5款農林水産業費の農業振興費で、認定農業者等への農業用生産資材価格高騰緊急対策事業補助金を新規計上。

第6款商工費の商工業振興費で、運送事業者支援金を新規計上。

第7款土木費の都市計画総務費で、地域公共交通維持確保支援金を新規計上するものであります。

第2表、繰越明許費は、物価高騰重点支援事業・住民税均等割のみ課税分ほか3件の事業について、年度内に事業完了とならないため翌年度に繰り越すものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 幾つかあるので順番に聞いていきますけれども、先日、7万円の話ですけれども、2月の初旬ぐらいかな、9日ぐらいからか、入ったということで、私の知っている人からも連絡があって、助かったと、そういう話がありました。

このいわゆる低所得者と言われている生活保護世帯と住民税非課税世帯、この人たちが3万円、7万円ということで10万円支給になったわけですね。これ約5,500世帯というふうにおっしゃっていましたね。

今回、住民税均等割のみ課税されている世帯も、同じように大きな影響を受けたということで、今回10万円ということで、1,100世帯に10万円ということで出したようですけれども、低所得者の子育て世帯、こども加算。これは低所得者、あくまでも生活保護世帯と住民税非課税世帯の子育て世帯のうちのこども加算ということで、これは5,500世帯で1,000人と、こういうカウントだと思うんですね。

今回、同じように大きな影響を受けたということで、住民税均等割のみ課税世帯にも10万円を支出したということのようですけれども、この方々にこども加算をつけなかったという何か理由があるんですか。積極的な理由があるのかどうか分からないんですけども、つけなかった理

由を教えてください。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたし……。反問権という形ですかね。ちっとお聞かせいただきたいんですけど。住民税均等割のみ課税世帯、こちらのほうも対象にしておるということで、今、動いておりますが。

○議長（平岡博君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 全協のときのことを持ち出してもまずいんだけど、全協のときの説明では、子育て世帯こども加算は、低所得者世帯ということというふうに理解したんだけど、そうではなくて、こども加算というのは、住民税均等割のみ課税世帯の子供たちにも支給されると、こういうことなんですか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、均等割のみ課税世帯にもこども加算は該当させてやらせていただくというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） そうすると、ごめんなさい、5,500世帯に1,100世帯、6,600世帯で、子供、これ児童というから中学生以下だけだったかな。18歳以下か。ごめん、18歳以下だったね、高校生も入るのか。それで1,000人ということなんですね。6,600世帯で1,000人の子供たちが、児童がいるという理解でいいんですね。すいません、確認です。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今回、10万円の対象としている均等割のみ課税世帯が1,100世帯で、非課税世帯、生活保護世帯、これが……。ちょっとすいません、今、数字あれなんですけど、以前に説明させていただいた非課税世帯があります。今回、こども加算のほうですが、これは生活保護、それから非課税世帯、均等割のみ課税世帯、この世帯全ての中での18歳未満のお子さんというようなことで対処しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 次は10ページなんですけれども、これ土地改良区等物価高騰対策補助事業で農業振興課の所管なのかな、やっぱり電力料高騰の影響を受けるということで支援金を支給するということになっています。

私もよく分からないんだけど、最近の状況だっという原油価格というかな、少し落ちてきたというふうに聞くんですけども、どの程度……。ここで、12事業者で400万円を支給するかな。これは、どの程度の影響を受けているかというのは、その調査というのは行われたんですか、これまでに。例えばエネルギー価格というか原油価格ですよ、電気なんかも。その上昇を、いつの時点を起点として高くなったねということで、影響を受けているねと、そういう調査というのはしたことあるんですか。

○議長（平岡博君） 産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

今回の基準にしていますのが令和3年度の電気料金、それから今回の令和5年度でどれくらい上がったのか、その差額につきまして今回支援をするということになっております。

確かに令和4年度というのは急激に令和3年度と比べまして上がりました。それから見ますと、令和5年度というのは落ち着いてきているように見えるんですが、令和3年度と比べますと、やっぱり上がっているということで、それで今回支援するものでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 調査をというか、その起点がいつかということが分かりましたので、この400万円というのは根拠のある数字ということで理解しました。

次、いいですか。

○議長（平岡博君） どうぞ。

○11番（海野隆君） 同じ10ページで農業用生産資材価格高騰対策補助事業、これは認定農業者及び新規で認定の就農者を支援するということで計上されているようですが、私がちょっと思うのは、これ前回もあったような気がするんだけど、つまり、こういった農業用の生産資材とか、そういった価格の影響とか、燃料費の影響を受けるというのは、全ての農業者だと思うんですよね、全ての農業者。だけど、その認定農業者以外には支援は行われないうことなんだけど、これ前回も聞いた気がするかもしれないけど、もう一度改めて、この認定農業者以外の農家への支援はなぜ行われないうのか教えてください。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

今回対象になりますのは、先ほど言われました認定農業者もしくは認定新規農業者ということですが、一般の農業者というのは対象にしておりません。こちらにつきましては、一般的に国もしくは県の補助金対象というのが認定農業者、あとは新規就農者ということで対象にしておりますので、それに見倣って今回対象としなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、やっぱりどんな規模でも影響を受けているので本来は支援すべきではないかなと思いますけれども、国のあるいは県の方針の中でやっているということなので、これ国のお金なので、そちらのほうの考え方を採用するというのは分からないでもないということで、この件はそれで終わりにしたいと思います。

それから今度は9ページですけども、戻っちゃったかな、ごめんなさい。9ページで、障害福祉事業所等物価高騰対策支援事業、これ社会福祉課の所管ですよ。これも同じように、影響を受けたということで。それで、その根拠というか、登録利用者数に応じた支援金を支給すると。登録利用者っていうと、登録してて1か月に一遍しか来ない人とか、多分ですよ、1週間に一遍しか来ないとか、あるいは週何回か来ているとか、そういうちょっと凸凹があるのではないかなと、利用者ね。そうすると、実際にはこれを見ると、食料品価格とか、つまり提供するということでしょう、そこでね。それから、もちろん電気とか、その他、ちょっと分からないけど、主に電気なんだろうな。

そうすると、本来は、実際の利用者数、登録者のうちどのぐらい来ているのかという利用者数、それに応じて支援するべきなのではないかなというふうに思うんですけども、多分登録利用者数と実際の利用者数って違っていると思うんですよ。登録利用者数に応じて支援金を支給するというふうにしたのはどうしてですか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、食料価格の部分については今回は入っておりませんで、一応は電気料とか、そういった価格についての支援というような考え方でやっております。

ある程度、登録利用者が多いというところは、施設的な規模も一定程度の大きさがあるというふうに考えておまして、そのほかの医療機関の支援であったり、介護事業所の支援であったりもあるんですが、そういったところで一定程度の規模の部分は、おおむね均衡性といいますか、そういったことを考慮しながら金額の設定をしているというようなことでございます。

以上です。

○11番（海野隆君） 了解しました。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はございませんか。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 農業振興費の、先ほど海野議員が質問しました土地改良区等エネルギー価格高騰緊急対策事業補助金。前の説明で12改良区というふうに聞いております。12改良

区の、ちょっと挙げていただきたいんですが。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

改良区の名称でよろしいでしょうか。

まず、土地改良区につきましては、吉原土地改良区、あと清明川土地改良区、あと土浦市外十五ヶ町村土地改良区の3団体になります。

その他につきましては、今、うちのほうで把握しているのが、飯倉地区土地改良事業共同施行、若栗地区土地改良事業共同施行、霞南水利組合、上長地区外5地区水利組合、共同施行廻戸揚水組合、共同施行阿見土地改良組合、大形水利組合、すいません、読み方間違ってたらあれなんです、房地原谷津裏谷津水利組合、大室揚水組合。

以上となります。

○議長（平岡博君） 柴原成一君。

○16番（柴原成一君） というのは、私もある組合に入っています、土地改良区。入ってないんですよね。だから、どういう基準で、どういうふうはこの12団体を決めたのかという疑問があったものですから。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

今お話しさせていただいたものが、うちのほうで把握している団体でございます。そのほか土地改良区外ということで、町で把握しているのは今の9団体ですが、まだこのほかに、町内農家3戸以上で構成員に含まれていて、規約及び代表者が定められている団体というのが対象になりますので、そのほかそういう団体が、町で把握していないものがありましたら、それも対象になります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） それでは、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第5号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第1回阿見町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後 1時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 川 畑 秀 慈

署 名 員 難 波 千香子